

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 国土調査法による事業計画の決定（農村整備課）  
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）  
鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（ 〃 ）
- ◇ 公 告 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定（四件）（企画課）
- ◇ 正 誤 平成九年五月二十日付鳥取県告示第三百七十号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成九年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成九年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、香取、祢宜谷及び広岡の各一部	平成十年三月三十一日まで	〇・四八
倉吉市	倉吉市大立、立見及び上大立の各一部	〃	二・六一
国府町	岩美郡国府町大字木原の一部	〃	〇・八九
福部村	岩美郡福部村大字岩戸、大字細川、大字箭溪及び大字八重原の各一部	〃	三・一九
郡家町	八頭郡郡家町大字久能寺及び大字池田の各一部	〃	二・〇三
船岡町	八頭郡船岡町大字坂田、大字殿及び大字水口の各一部	〃	〇・六二
八東町	八頭郡八東町大字富枝、大字妻鹿野、大字志谷、大字南、大字島、大字北山及び大字三山口の各一部	〃	一・四九
智頭町	八頭郡智頭町大字口波多、大字口字波、大字字波、大字新見及び大字惣地の各一部	〃	一五・一一
東郷町	東伯郡東郷町大字長江及び大字門田の各一部	〃	〇・六〇

溝口町	中山町	大山町	淀江町	岸本町	会見町	西伯町	赤碕町	東伯町	北条町	関金町	三朝町
日野郡溝口町莊の一部	西伯郡中山町下甲、住吉、赤坂及び退休寺の各一部	西伯郡大山町上万、平田、稲光、上野、末吉、国信、末長及び唐王の各一部	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稲吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江、大字今津、大字平岡、大字小波及び大字中間の各一部	西伯郡岸本町須村、大原及び真野の各一部	西伯郡会見町諸木及び田住の各一部	西伯郡西伯町大字阿賀及び大字福成の各一部	東伯郡赤碕町大字麓津、大字湯坂、大字梅田、大字光及び大字八橋の各一部	東伯郡東伯町大字徳万、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢東、大字八橋及び大字笠見の各一部	東伯郡北条町江北、土下、島及び北尾の各一部	東伯郡関金町大字山口、大字安歩及び大字大鳥居の各一部	東伯郡三朝町大字森、大字大瀬、大字横手、大字福本及び大字山田の各一部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成十年三月三十一日まで
一・〇〇	二・一二	一・二三	二・九一	二・二三	一・二四	一・八〇	一・八三	二・三六	二・四〇	〇・八九	四・七七

鳥取県告示第四百十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社山陰合同銀行 境大橋出張所	名 称	株式会社山陰合同銀行 境大橋支店	株式会社山陰合同銀行 境大橋出張所	平成九年六月九日

鳥取県告示第四百十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成九年六月二十三日から施行する。

平成九年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中

境港支店 境港市昭和町 を

境港支店 境港市栄町 に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年六月十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社ツツヤ商会		
	法人にあってはその代表者の氏名	山本 基成	広島県安芸郡海田町南幸町13-5		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	リキシ7	株式会社ツツヤ商会	740029	平成9年6月10日から3年間
〃	〃	パチコウ	〃	740053	〃
〃	〃	ピンクホエール	〃	740010	〃
〃	〃	タイムポケット	〃	740044	〃

申請者	氏名又は名称	住所	京楽産業株式会社		
	法人にあってはその代表者の氏名	榎本 宏	名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
こばん遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CR華観月X	京楽産業株式会社	700124	平成9年6月10日から3年間

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

- 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
- ア 法第7条の第3項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成9年7月3日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目160 西部総合事務所 新館第14会議室	八橋、米子、境港、湊 口、黒坂の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成9年7月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各 警察署の管内に居住す る者

- 3 講習時間及び講習科目
- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習科目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあたっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在官轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 6,000円
- イ 経験者講習 2,400円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 7 携行品
- 筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年6月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借及び保守一式
- (2) 調達方法 物品等の借入
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成9年4月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 20,586,072円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

<p>(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当</p> <p>(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年6月10日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成9年6月10日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>(1) 調達件名及び数量 市内LANシステムに係る管理運営一式</p> <p>(2) 調達方法 役務の調達</p> <p>(3) 契約方式 随意契約</p> <p>(4) 契約日 平成9年4月1日</p> <p>(5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(6) 契約価格 23,905,620円（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> <p>(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当</p> <p>(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課 鳥取市東町一丁目220</p>	<p>(1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸及び保守一式</p> <p>(2) 調達方法 物品等の借入</p> <p>(3) 契約方式 随意契約</p> <p>(4) 契約日 平成9年4月1日</p> <p>(5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター 鳥取市東町一丁目220</p> <p>(6) 契約価格 10,419,336円（消費税額及び地方消費税額を含む。）</p> <p>(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当</p> <p>(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課 鳥取市東町一丁目220</p> <p>随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p>

平成9年6月10日

鳥取県知事 西 尾 也 次

行 九  
誤 第十條  
正 第二十條

(1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークシステムに係る管理運営一式

(2) 調達方法 職務の調達

(3) 契約方式 随意契約

(4) 契約日 平成9年4月1日

(5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター

鳥取市東町一丁目220

(6) 契約価格 21,428,051円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

(8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県企画部企画課  
鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成九年五月二十日付鳥取県告示第三百七十号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 一  
段 下